

和光市緑地保全計画策定委員会
第2回委員会 議事要旨

1. 日 時

平成20年7月17日19:00～21時10分

2. 場 所

和光市役所602会議室

3. 出席者（敬称略）

策定委員会：高橋勝緒委員長、渡辺佳雄副委員長 鈴木千恵、原田功、青木正之、長谷川隆夫、植竹一夫、高橋静雄、石川英俊、東亮太、星野安正、高柴重夫
（欠席者）待鳥天志、高橋絹世、西山 潔、小林章浩

和 光 市：事務局 小泉環境課環境政策担当主幹、平川水と緑担当統括主査、中村水と緑担当主事

委託業者：アオイ環境株式会社 村上、佐藤

4. 配布資料

【事務局配布資料】

- ・ 次第
- ・ 第1回策定委員会議事要旨
- ・ 資料1：計画の基本的事項（案）
- ・ 資料2：緑の実態調査 中間報告書
- ・ 資料3：アンケート調査票（案）
- ・ 資料4：緑地と湧水の役割と意義（案）

【委員配布資料】

- ・ 緑地保全計画策定市民委員会の発足にあたって

5. 内 容

(1) 委員長あいさつ

(2) 議 事

① 実態調査の中間報告

<緑地一覧表、緑地分布図について>

【委員】和光市の緑地の位置、全体像がわかるよう、地図並びに航空写真をベースにした緑地分布を確認できるような緑地分布図を作成し、委員全員に配布してもらいたい。

【委員】各緑地が、どのような制度のもとに行われているかをわかりやすく示してもらいたい。

【委員】各緑地の地権者がわかるように資料を変更してもらいたい。

<緑地保全制度について>

【市】「特別緑地保全地区」

- ・ 都市緑地法に基づく制度であり、市内では、午王山が指定されている。この制度は、都市計画法上の地区指定をすることで、一定の制限をかけて緑地を保全する制度である。
- ・ 「和光市保全地区」
和光市緑の保護及び緑化推進に関する条例に基づく制度であり、現在、市内で7箇所が指定されている。この制度は、保全したい緑地について、地権者と市が協議して指定し、地権者に緑地を管理していただく制度である。また、管理のための経費を助成する意味で、固定資産税の半額に相当する額を交付している。しかし、この制度は、所有者の意向によって指定解除ができるものであり、市民への公開を条件とする内容ではない。策定委員会では、和光市保全地区の制度について、緑地をいかに長く確保していくか、どう緑地を扱うのかなどの検討が必要かもしれない。また、和光市保全地区の指定やあり方について検討を行うとよい。
- ・ 「ふるさと緑の景観地」
県の「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づくものである。現在、市内での指定はない。
- ・ 「ふるさとの森」
県の「埼玉県ふるさと埼玉の緑を守る条例」に基づき、樹林地を指定する制度であり、寺社が所有するものも対象となる。この制度は、現在廃止されているが、平成25年までは当初の契約が生きており、平成25年以降は県からの助成金の交付がなくなる。
- ・ 「いこいの森」
市内において牛房八雲台と南市場の2箇所が指定されている。根拠となる市の規程については、確認中である。

【委員長】事務局は、第3回策定委員会までに説明を行うこと。

主要な緑地としてあげた22箇所の緑地以外にも、和光市緑地計画保全の対象候補を捉えていきたい。

<緑のネットワークについて>

【委員長】埼玉県緑地保全計画で示された緑のネットワークの考え方は、和光の緑を考えるとときには、そぐわない感じがする。

② アンケート調査について

【市】周辺住民、市民、学校、市民団体・NPOを対象とするアンケートは、盆明け頃に実

施し、9月上旬の回収を目途に調査を行う。

今回のアンケートは、無作為で対象者を抽出して実施するものではないが、いろいろな立場の方々から、多様な意見を聴取することをねらいとする。

【委員長】各委員においては、アンケート調査票について検討を行い、結果を7月31日までに事務局に提出してほしい。

【委員】アンケート調査票の修正については、委員長に一任する。

③ 和光市の緑地・湧水のあり方について ～「緑地」の意味・定義

【委員長】畑や空き地を緑地保全計画のなかで、どのように扱うかは、策定委員会で議論をすべき。

- ・ 和光市緑地保全計画の検討にあたっては、環境基本計画実行計画に沿って、次のように考えることができる。
 - ①「和光の特徴的な自然である湧水と斜面林の保全」については、白子地区を想定し、湧水・斜面林の保全を行い、活用することができる。
 - ②「水質改善と親しまれる河川の再生」については、越戸川付近を想定していた。水に触れることのできるような緑地や自然環境として保全し、活用することができる。
 - ③「失われつつある自然の保全」については、都市から消えつつある生物・生態系をどう残すのか考えることができる。
 - ④「生物多様性や生態系を重視した自然保護、環境保全の仕組みづくり」については、開発されそうな場所をどう評価するのかを検討・具体化することができる。
 - ⑤「残された農地の保全と活用」については、緑地保全計画において、テーマとして扱うかは今後考えていく必要がある。
- ・ 越戸川周辺のところどころに河川用道路があるが、本来整備してはならないと思われる場所が駐車場として整備されている。このような場所を残すべき。
- ・ 赤池親水公園は、県が管理をする河川敷にあるが、対象緑地の一つとしてとらえ、保全策を検討すべき（発言した委員においては、このように法的な範囲を超えて、駐車場が整備されている事例を報告してもらいたい。）
- ・ 策定委員会では、個別の事案について保全策の妥当性を考えていくと、当事者の意見を伺うなどの検討作業が増えるため、緑地保全計画で扱うことは難しいと思う。
- ・ 緑地の保全を考えていくうえで、例えば、都市整備課が管理している緑地を環境課が所管となる緑地保全計画に含めない、道路安全課による道路整備にあたって環境配慮をしないなど、建設行政と環境行政との接点が上手くいっていないのであれば、大きな問題であり、改善すべきである。また、部署間での話し合いを行うなどの仕組みを考えるべき。今後、市民が知らない間に道路整備が計画され、樹林・樹木が伐採されるなどのことがないように、事例を調べてもらいたい。
- ・ 対象となる緑地のとらえ方について。メインは、越後山であろう。対象緑地を選定する

方法としては、市内の緑地として、農地や公園のなかの緑、面積の小さな緑地などがあり、絞り込んでいくことも考えられる。しかし、総論的に捉えることでは、これまで市が行ってきた計画の性格と変わらないものになってしまう。策定委員会では、対象とする緑地を決めて、どのように保全していくかを検討すべきである。どのように対象緑地をとらえるべきか、委員からも提案をしてもらいたい。なお、農地なども含めて網羅主義的に緑地をとらえていくと、結論が出せなくなる恐れがあるため、扱わない。

- ・ 対象緑地の保全策の検討について。策定委員会では、緑地をどのように守るのか、大きな緑や斜面林などは、指定されているものの、いつ指定が解除され、保全されなくなるかもしれない。そのために、資金調達をどうするかなど、具体的に検討すべきである。また、条例化、和光市保全地区の制度のあり方、資金調達などの点から検討することも必要である。
- ・ “保全”の考え方について。保全とは、ただ“守る”だけではなく、“創る”ことも含むべき。また、緑地保全計画でとりあげるべきかは、検討の余地があるが、例えば、市全体で、緑被率をどのようにあげていくかといった理念を持つことも考えられる（発言した委員においては、考えをまとめ、事務局に提出してもらいたい）。

以 上